(整理番号 0430)

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会 第2回栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和4年10月26日(水) 13時30分~ 17時10分					
出席状況	公 益代表委員	出席2人	労 働 者 代表委員	出席3人	使用者代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	 金額改定について その他 					
議事録・議事要旨	議		事	要	□□	

1 金額改定について

- (1) 労使双方の主張について
 - ア 労働者代表委員の見解及び主張
 - (ア) 前回の提示額34円を再提示。

電機産業の持つ将来性・重要性と栃木県の持つ電機産業の優位性の再認識及び他の産業部門、業種間の格差と他県との格差の改善を求めることを強調した。

(イ) 現行額 940 円に今年度の栃木県最低賃金の改定率 3.51%を乗じて切り上げた額 33 円の引上げを提示した。

前回は特賃の優位性を加味した1円を譲歩するとともに、隣県である埼玉県の今年度の電子部品等最低賃金の結審額が地賃の上昇率と同率を根拠にしていることから、埼玉との地域間格差解消のためにも33円を提示したものである。

(ウ) 本来であれば地賃との優位性を考えるべきところではあるが、地賃の上昇率と同率での引上げ額33円を再提示。譲歩した金額であり、33円が最終提示額であると主張。

イ 使用者代表委員の見解及び主張

(ア) 昨年の引上げ額と同額の27円を提示。

「電子部品等製造業の賃金分布表」から、最低賃金未満で働いている労働者が見受けられ、これは電機業界の厳しい現実を示しているものである。

コロナ感染症の影響は徐々に緩和されてきているが、業績回復傾向にあるのは電機業界の中でも一部にとどまっているのが現状である。景気の先行きの不透明感はまだまだ続いていると主張。

(イ) 27 円を再提示。最終提示額であると主張。

中小企業にとって、人件費が占める割合は非常に大きい。今後、デジタル社会に向けて設備投資をしていかなければならない。経営者も非常に大変な立場にあるのを理解してほしいと主張。

(2) 結審状況等について

労働者代表委員 33 円の引上げ、使用者代表委員 27 円の引上げを提示して膠着したため、これまでの審議経過、労使それぞれの主張を尊重し、その上で、原材料費の急激な高騰や円安による中小零細企業への経営の悪影響を考慮する必要がある一方で、物価上昇による労働者の生計費への影響についても考慮しなければならないとして、現行 940 円を 31 円引き上げて時間額 971 円とする公益見解を提示した。協議の結果、労・使共に最終的に公益見解に同意し、現行額を 31 円引き上げて、時間額 971 円(改正発効日:令和4年12月31日)で「全会一致」により結審した。審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。

2 その他特になし